

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の改正について

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（以下「企業立地省令」という。）の一部改正及び特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「特地利条例」という。）の一部改正に伴い所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

条項	改正内容		
第9条	引用する省令名並びに課税免除対象施設及び当該施設の取得価額を変更し、対象業種を削る改正を行うとともに、項すれの修正を行う。		
	改正事項	改正後	改正前
	引用する省令名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令
	対象施設及び取得価額	承認地域経済牽引事業のために設置する施設で取得価額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては、5,000万円）を超えるもの	承認企業立地計画に従って設置する施設で取得価額が2億円（総務省令第1条第6号に規定する農林漁業及びその関連業種に係るもの）にあつては、5,000万円）を超えるもの
対象業種	（削る）	・製造業 ・情報通信事業など	
第12条	租税特別措置法の項すれに伴う項すれの修正を行う。		

様式番号	様式名	改正内容
別記第1号様式その3	不動産取得税 課税免除 不均一課税 申請書	特地利条例の改正に伴い、集積区域を促進区域に改める。
別記第1号様式その4	道固定資産税 課税免除 不均一課税 申請書	
別記第2号様式その2	不動産取得税 課税免除 不均一課税 通知書	
別記第2号様式その3	道固定資産税 課税免除 不均一課税 通知書	
別記第2号様式その4	課税免除 不承認通知書 不均一課税	

○備考

（改正理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び企業立地省令が改正され、道税の課税免除を行った場合の減収補填の対象となる施設等に変更が生じたこと、また特地利条例が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、平成29年9月29日から適用する。

（経過措置）

- 平成29年9月29日以後に改正後の規則第9条第1項に規定する対象施設を設置した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限

がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。